

ハイプロックス アクセル

1. 化学品及び会社情報

| | | | |
|----------|-------------------------|--------|------------------|
| 商品名： | ハイプロックス アクセル (6%) | 輸入販売元： | 東栄部品株式会社 |
| 用途： | 一般除菌洗浄剤 | 住所： | 東京都豊島区南大塚 3-30-4 |
| 製造元： | Virox Technologies Inc. | | ウイステリア南大塚ビル 4F |
| 住所： | CANADA | TEL： | 03-3946-8111 |
| TEL： | (905)813-0110 | FAX： | 03-3946-8116 |
| SDS No.： | 152704 | 担当者： | 東栄部品株式会社 足立直哉 |

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

急性毒性 (経口) -区分 5; 皮膚の腐食/刺激 -区分 3; 重篤な目の損傷及び目の刺激 -区分 2A

GHS ラベル要素：



注意喚起語： 警告

危険有害性情報：

重篤な目の刺激。軽度な皮膚の刺激。飲み込むと有害の恐れ。

使用上の注意：

予防： 取扱い後は十分に洗い流して下さい。目と顔の保護用具を着用して下さい。

反応： 皮膚に触れた場合：大量の水で洗い流して下さい。

目に入った場合：水で数分間慎重にすすいで下さい。コンタクトレンズをしている場合は可能であれば外して下さい。すすぎ続けて下さい。目の刺激が続く場合は医師に相談して下さい。

保管： セクション 7 の取扱い及び保管上の注意をご参照下さい。

廃棄： セクション 13 の廃棄上の注意をご参照下さい。

3. 組成及び成分情報

| 成分 | CAS # | Wt% | 備考 |
|---------------|------------|-----|----|
| ドデシルベンゼンスルホン酸 | 27176-87-0 | 1-5 | |
| 過酸化水素 | 7722-84-1 | 6 | |

4. 応急処置

吸い込み：

通常の暴露経路はありません

皮膚：

直ちにぬるくて緩やかな流水で 15 分～20 分間すすいで下さい。石鹸と水で洗って下さい。刺激が強まる場合や刺激が続く場

合は医師に相談して下さい。

目：

直ちにぬるくて緩やかな流水で15分～20分間、まぶたを開けたまま汚染した目をすすいで下さい。コンタクトレンズをしている場合は可能であれば外して下さい。

飲み込み：

無理に吐かせようとししないで下さい。吐き気がある場合は、回復体位で横向きに寝かして下さい。再度、口を水ですすいで下さい。意識が無い、意識を失いかけている、または痙攣している人に対しては、口から一切物を与えないで下さい。無理に吐かせようとししないで下さい。気分がすぐれない、懸念がある場合は医師に相談して下さい。

5. 火災時の措置

消火剤に関して

適切な消火剤：

可燃性はありません。周辺の火災に適切な消火剤を使用して下さい。

不適切な消火剤：

該当なし。

化学物質から生じる特定の危険性：

分解時に酸素が放出されるため、火の勢いを激しくする恐れがあります。

消防士用保護用具と予防措置：

他の火災同様に、自給式呼吸装置、MSHA/NIOSH(認証品または同等品)および全身保護服を着用して下さい。

6. 漏出時の措置

個人用予防措置、保護用具及び緊急手順

セクション8に記載されている個人用保護具を使用して下さい。

環境予防措置

清掃をする前に危険性データを参照して下さい。大量のこぼれ(19リットル以上)：水路に流れるのを避けて下さい。

汚染や清掃のための素材・対処法

大量のこぼれや漏れ：反応性のない吸収剤でこぼれを封じ込み、吸い取って下さい。使用した吸収剤は、適切なふたのついたラベルの貼られた容器に入れて処分して下さい。希釈された製品は水路に流すことが可能です。最後に水ですすいで洗浄をして下さい。

7. 取扱い及び保管上の注意

安全な取り扱い方法

製品ご使用の際には周辺の衛生環境が整っていることを確認して下さい。作業場所での飲食及び食品の保存は行わないで下さい。作業場での喫煙はしないで下さい。目に入れないで下さい。飲み込まないで下さい。

安全な保管方法

適合性がない素材からは遠ざけ、ふたをした容器に保管して下さい。高温の場所での保管は避けて下さい。子供の手の届かないところで保管して下さい。

8. ばく露防止及び保護措置

適切な工学的制御： 通常は一般的な換気で構いません。

個人保護対処法

目と顔の保護： ケミカル用安全眼鏡を使用して下さい。

皮膚の保護： 天然ゴム、またはブチルゴム、ニトリル手袋、またはネオプレン手袋

呼吸器官の保護： 通常は不要

生殖毒性

| | |
|--------------|-----------------|
| 子孫への影響： | GHS 基準に基づく有害性なし |
| 性機能及び生殖への影響： | GHS 基準に基づく有害性なし |
| 授乳による影響： | GHS 基準に基づく分類なし |
| 生殖細胞変異原性： | GHS 基準に基づく有害性なし |
| 相互作用効果： | データ無し |

12. 環境影響情報

本セクションは*WHMISにより記載を要求されていません。
*WHMIS・・・カナダの作業場危険有害性物質情報制度

13. 廃棄上の注意

廃棄方法

国、都道府県、市町村の基準に従って廃棄してください。

14. 輸送上の注意

カナダの危険物輸送法および規則（TDG）の下では規制はありません。アメリカの連邦運輸省（DOT）の定める規則の下では規制はありません。

特別な予防策： 該当なし

その他情報： IMO/IMDGによる規制はありません。

15. 適用法令

安全、健康、環境規制

日本 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）

第一種指定化学物質：

| 管理番号 | CAS No. | 政令番号 | 政令名称 |
|------|------------|-------|--|
| 30 | 27176-87-0 | 1-045 | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。) |

第二種指定化学物質： 該当しない

労働安全衛生法

| 政令番号 | CAS No. | 政令名称 | 表示% | 通知% |
|-------------|------------|---------------------------|-----|------|
| 規則別表第2の3955 | 7722-84-1 | 過酸化水素（令和7年4月1日施行） | ≥1 | ≥0.1 |
| 規則別表第2の1322 | 27176-87-0 | ドデシルベンゼンスルホン酸（令和7年4月1日施行） | ≥1 | ≥1 |

カナダ

WHMIS 分類

WHMIS から免除されています。DIN:02245061

国内物質リスト（DSL）/非国内物質リスト（NDSL）

全成分はDSL または NDSL に記載されています。

アメリカ合衆国 有害物質規制法（TSCA）セクション8(b)

全成分はTSCA 目録に記載されています。

*OSHA & WHMIS：本製品安全データシートは危険有害性周知基準（29 CFR 1910.1200）及びカナダのWHMIS 規則（危険有害性周知基準の下に管理される製品規則）に準じています。

*OSHA・・・アメリカ合衆国の労働安全衛生法

環境規則一覧

SARA - Section 313 (Toxic Chemical Release Reporting) 40 CFR 372 :

報告すべき成分の含有はありません。

グローバル登録状況：全成分は日本の化審法における既存化学物質 (ENCs) リストに記載されています。

ヨーロッパ

欧州ハザードシンボル： 警告

欧州セーフティフレーズ： S2 子供の手の届かないところに保管して下さい。

S3/20/21 使用中は飲食及び喫煙をしないで下さい。

S24/25 目と皮膚の接触を避けて下さい。

S37/39 適切な手袋及び目と顔の保護具を使用して下さい。

S3/9/49 涼しく風通しの良い場所で元々の容器でのみ保管して下さい。

S62 飲み込んだ場合は無理に吐かせようとせず、直ちに医師に相談して下さい。また本製品の容器またはラベルを掲示して下さい。

S64 飲み込んだ場合は水で口をすすいで下さい。(意識がある場合に限る)

16. その他の情報

| 範疇 | *HMIS | |
|------|-------|---|
| 深刻 4 | 健康 | 2 |
| 重大 3 | 可燃性 | 0 |
| 過度 2 | 反応性 | 0 |
| 少量 1 | 個人保護 | |
| 最小 0 | | |

*HMIS: 危険有害性物質識別システム

作成：2015年8月31日 改訂：2022年5月3日 発行者：Virox Technologies Inc.

当社の知識の及ぶ限りでは、ここに記載した情報は正確なものです。しかし、当社及び関連会社は、これらの情報の正確さや完全性に対し一切の責任を負いかねます。物質の適性の最終判断は、利用者の単独責任となります。あらゆる物質に未知なる危険性が潜んでいる可能性がありますので、十分に注意してご利用ください。明確な危険性についてご説明しましたが、その他にも存在する可能性がございますのでご注意ください。

PRTR 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業者から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度です。平成 13 年 4 月から実施されています。事業者は、個別事業所ごとに化学物質の環境への排出量・移動量を把握し、都道府県経由で国（事業所管大臣）に届け出なければなりません。PRTR 制度の対象事業者は政令で指定している 24 種類の業種に属する事業者であり、当社および当社から製品を購入されるお客様のいずれも届出対象者には該当致しません。詳しくは経済産業省のホームページをご確認下さい。この SDS は国際基準 GHS に基づく国内規定 JIS Z7253 に則って作成しています。

東栄部品株式会社